第５章

次世代育成支援の取組事業

１　基本目標と体系

基本目標１　安心して子どもを生み育てることができるまちづくり		
	１ 子育ての不安や負担の解消	（1）地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供
		（2）子育て支援のネットワークづくり
		（3）子育て費用の負担の軽減
	２ 子育てと仕事の両立支援	（1）多様な保育サービスの充実
		（2）子育てしやすい職場環境の充実
	３ 安心できる出産・育児	（1）安全・安心な妊娠・出産への支援
		（2）子どもの健康づくりの推進
		（3）食習慣・食育の推進
基本目標２　子どもが元気に成長できるまちづくり		
	１ 子育てを支援する生活環境の整備	（1）魅力ある子育て環境づくり
		（2）子育て家庭の居住環境の整備
	２ 子どもの人権尊重	（1）要保護児童対策の充実
		（2）ひとり親家庭等への支援
		（3）障がい児施策の充実
	３ 個性豊かで創造性のある学びの場の構築	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実
基本目標３　地域社会全体が子育てを支えるまちづくり		
	１ 子育て推進体制の整備	（1）男女がともに子育てに携わっていく社会づくり
		（2）児童環境づくりの基盤整備
	２ 児童の健全育成	（1）地域との交流・体験活動の推進
		（2）次代の親の育成
		（3）家庭や地域の教育力の向上
	３ 子どもの安全確保	（1）子どもの交通安全を確保する活動の推進
		（2）子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

２　次世代育成支援対策行動計画の進捗と評価

那珂市では「子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう」を基本理念として、平成22 年３月に次世代育成支援対策行動計画後期計画を策定しました。その中で「安心して子どもを生み育てることができるまちづくり」「子どもが元気に成長できるまちづくり」「地域社会全体が子育てを支えるまちづくり」を基本目標に掲げ、従来の施策に加え新たな施策の取組みも開始しました。

平成17年度から10年間の予定で推進してきた次世代育成支援対策行動計画が終了を迎える今、本市においてもさまざまな子育て施策が立ち上がり、少しずつではありますが、子育てのしやすい環境になりつつあります。

しかしながら、次世代育成支援対策行動計画を策定する前に行った平成 15 年度に実施したニーズ調査と、平成 25 年度に実施したニーズ調査の共通の質問「子育てに関しての不安や負担について」の結果を比較すると、「あまり不安や負担は感じない」を選択したかたの割合が増加しており、次世代育成支援対策行動計画の成果が感じ取れる一方で、「非常に感じている」「なんとなく感じている」を選択したかたの割合も増加しています。

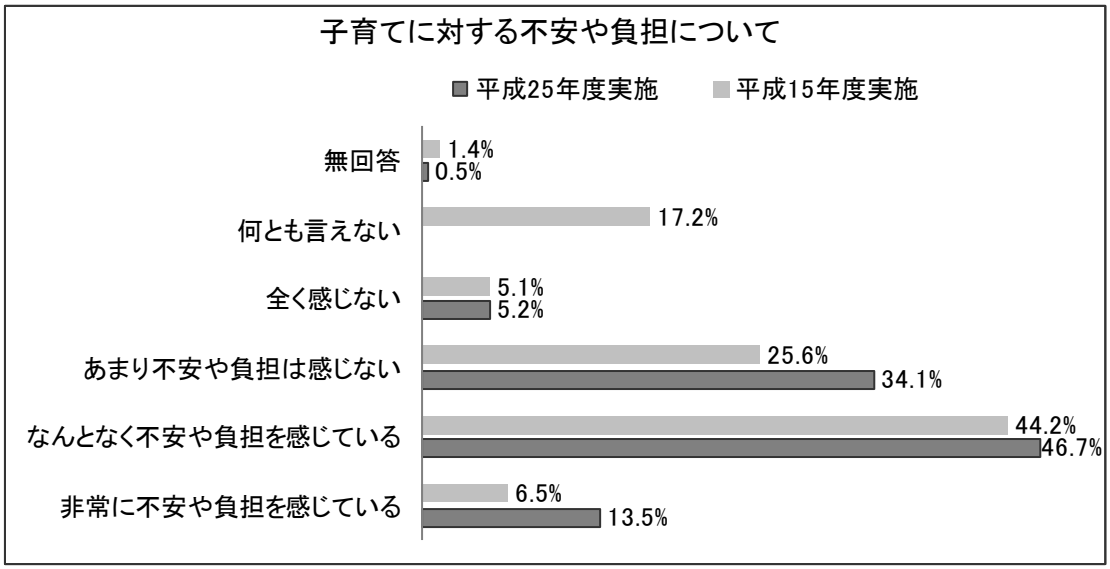

※平成 15 年度、及び 25 年度に行った支援事業計画策定のためのニーズ調査からの抜粋です。
※平成 25 年度実施のニーズ調査には「何とも言えない」の選択肢がありませんので 0%です。

平成 25 年度実施のニーズ調査には「何ともいえない」の選択肢がないため、一概には言えませんが、「非常に不安や負担を感じている」を選択したかたの割合は２倍以上に増えており、子育てと仕事の両立で身体的、精神的な疲労を抱えるとともに、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育ての相談を気軽にできる相手がいないかたが増えていることがうかがえます。

子どもの健やかな成長が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会となるためには、子どもの成長段階に沿って公的な支援を軸として進めていくことが不可欠です。それは、保護者が子育ての責任を果たし、親と子の絆を深め、子どもの成長を支える力を保護者も高めていける環境づくりを支援していくことでもあります。

そのためには、地域社会のあらゆる分野における全ての住民が、子ども・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、参画と協働の考えを持ってそれぞれの役割を果たすことができるよう、地域における子育て支援の機能を強化していくことが重要です。

そして、これらの取組みを進めていくためには、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことが必要であり、那珂市では次世代育成支援対策行動計画を含めた計画である子ども・子育て支援事業計画を基に支援していきます。

次世代育成支援対策行動計画の見方について

進捗評価（設定した平成 26 年度に対して平成 25 年度末時点での評価を示しています）

Ａ：達成または概ね達成
Ｂ：達成に向け改善や変更を行い今後も実施
Ｃ：停滞、未着手、利用者なしのため今後の方向性の検討が必要

方向性（平成 31 年度に向けての方向性を記載しています）

拡大：ニーズを踏まえ利用枠を拡大していく施策
継続：引き続きニーズを踏まえながら推進していく施策
他事業へ移行：現在の事業では行わないが工夫を加え他事業で実施していく施策
検討：ニーズを踏まえ方向性を検討する施策
完了：目的を達成したため終了する施策
廃止：ニーズと予算との兼ね合いから廃止する施策

地域子ども・子育て支援事業に該当する施策には★マークが記載されています。

次世代育成支援対策行動計画を策定の際、設定した目標指数です。

計画最終年度の平成 31 年度に向けての目標を記載しています。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1 ★							

基本目標１　安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

基本施策１　子育ての不安や負担の解消

具体的施策（１）　地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供

全ての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、子育てを家族や地域で協力・支援し、みんなで支え合う仕組みをつくるとともにさまざまな子育て支援サービスの充実・提供を行い、保護者の育児の負担軽減を図ります。また、子育て支援や情報の周知も図り、利用及び参加を促進します。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1 ★	地域子育て支援センター「つぼみ」	11,500組	親同士、子ども同士が触れ合う機会の提供や育児相談などを行うことで、子育ての不安感や負担の解消を図ります。	参加組数(合計)　8,758組（18,412人） あそびの広場　4,979組（10,886人） リズムの広場　143組　(299人) 子育て教室　89組　(231人) フレンドリー保育 3,165組　(6,330人) 父と子の広場　65組　(140人) 親支援保育　154組　(341人) ＮＰプロ講座　5組　(27人) 親支援サロン　158組　(158人) 育児講座 育児相談・ママ講座　随時	Ｂ 継続	10,000組	こども課 (地域子育て支援センター)
2 ★	つどいの広場 (本米崎学童保育所内)	1,350組	子育て中の親子に対して、気軽に相談交流できる場を提供しています。	本米崎学童保育所内に設置しています。 毎週火～木曜日(午前9時～午後2時) 765組(延1,848人の親子が利用) ※「つぼみ」の出張ひろば(H25～)	Ｃ 廃止	―	こども課 (地域子育て支援センター)
3 ★	地域子育て支援センター「すくすく～る」 (ゆたか保育園内)	充実に努める	子どもたち一人ひとりの育ちを大切にし、参加する人にとって出会いの場、つながりの場、支えの場となるよう活動しています。	毎週火・水・木曜日（祝日は除く） 午前9時30分から午後2時30分。 1,974組（4,125人）	Ａ 継続	充実に努める	こども課
4 ★	地域子育て支援センター「ちいろば」 (瓜連保育園内)	充実に努める	0歳～未就学児を対象に、遊びの広場や育児相談などを行っています。	参加組数（合計）　1,146組（253回）	Ａ 継続	充実に努める	こども課
5	ふれあいの集い	1,600組	乳幼児を持つ子育て中の保護者が、気軽に集い、語り合うことで、精神的な安らぎを感じながら、子育てできるよう支援していきます。	毎週金曜日の9:30～11:30に開催 菅谷保育所　60組 額田保育所　40組 （延2,660人親子が利用）※1,330組	Ｂ 継続	充実に努める	こども課 (保育所)
6	地域保育活動事業	充実に努める	地域のかたがたとの交流により、地域全体で子育てする機運を高めるため、今後も内容等の充実に努めます。	世代間交流　298人（ 9回） 保育所修了生交流　120人（ 7回） 中高生との交流　150人（11回）	Ａ 継続	充実に努める	こども課 (保育所)
7 ★	ファミリー・サポート・センター事業	登録会員数245人	子育ての援助を受けたい市民（依頼会員）と子育ての援助を行いたい市民（提供会員）が登録し子育ての相互援助活動を行う事業です。	依頼会員（子育て）　170人 提供会員　59人 両方会員　5人 登録会員数　234人 利用件数(育児援助)　454回	Ａ 継続	充実に努める	こども課 (社会福祉協議会)
8	なか子育て支援ガイドブック	対象者全員	利用したいサービスの紹介や病気などの緊急時の連絡先など、役立つ情報を提供することで、育児不安や負担の解消を図ります。	出生届や転入届等で、こども課で手続きを行う保護者のかたがた全員に配布しています。 地域子育て支援センター「つぼみ」、保健センター、図書館でお配りしています。	Ａ 継続	対象者全員	こども課
9	インターネットでの子育て支援情報の提供	―	行政サービスガイド「ママフレ」を那珂市の公式ホームページのトップページに掲載し、子育て情報をわかりやすく提供しています。	平成25年度から開始しました。	新規	充実に努める	こども課
10 ★	利用者支援事業	―	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、配置した専門職員が関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	現在、子育てに関わる地域子育て支援センター、こども課家庭児童相談室、保育所や幼稚園などにおいて必要な情報提供や相談を行っています。	新規	実施について検討	こども課

具体的施策（２）　子育て支援のネットワークづくり

地域で活動している団体やボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

	具体的施策名	目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	子育てサークルの育成・支援	希望者全員	子育てをする親子が、さまざまな活動をともにすることで、子どもや他の親子との交流が深まり、親の孤立感が解消されるよう支援を行っていきます。	ホームページでのＰＲ、那珂市内在住の子育て仲間への声掛けなどにより、サークル活動グループを募っています。（現在２サークルが活動）	Ｂ 拡大	希望者全員	こども課 （地域子育て支援センター）
2	子育てボランティアの育成	充実に努める	子育てボランティアの育成と活動機会の提供に努めます。	市内有志のかたによる協力をいただいています。同時に他ボランティアを募っています。	Ａ 継続	充実に努める	こども課 （地域子育て支援センター）

具体的施策（３）　子育て費用の負担の軽減

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済支援、医療費や健診費用の助成を実施し、子育て費用の軽減を図ります。

	具体的施策名	目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	保育料負担の軽減	充実に努める	保護者の経済的な負担を軽減するため、引き続き保育料の補助等を実施していきます。	すこやか保育応援事業により、2～4階層の世帯で保育所等に2人以上入所している第2子以降で3歳未満の子を対象に、月額3,000円を上限に助成しています。（3,000円）	Ａ 継続	充実に努める	こども課
2	就園奨励費補助金	充実に努める	引き続き補助金制度を利用し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。（子ども・子育て支援新制度に移行しない園を利用するかたのみ）	保護者の経済的負担の軽減を図るため、該当する世帯に対し補助を実施しています。 公立幼稚園　　19人 私立幼稚園　　296人	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課
3 ★	多子世帯の保育料の軽減	—	幼稚園（認定こども園）では年少から小学校3年生まで、保育所（認定こども園）では小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる場合、第2子を半額、第3子を無料にする制度です。	保育所では既に軽減を行っていましたが、子ども・子育て支援新制度でも引き続き行います。	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課 こども課
4	ひとり親世帯・障がい者世帯の保育料の軽減	—	階層区分が2、3階層でひとり親・障がい者世帯の保育料を軽減します。	保育所では既に軽減を行っていましたが、子ども・子育て支援新制度では幼稚園についても行います。	Ａ 拡大	充実に努める	学校教育課 こども課
5	小児医療福祉費（マル福）の助成	3,900人	平成27年1月に中学生の通院を市単独の制度として拡大しました。子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健康保持・増進が図られるよう制度の充実に努めます。	県補助の制度として小児マル福、市単独の制度として児童・生徒（中学生、入院のみ）マル福を実施しています。 小児（0～小学校3年生迄）　3,592人 児童（小学校4年生～6年生迄）973人 合　　計　　4,565人	Ａ 拡大	充実に努める	こども課
6	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費	充実に努める	引き続き就学援助を実施し、援助を必要とする世帯の教育費の軽減を図ります。	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費 小学校　110人（内要11） 中学校　61人（内要 5） 特別支援教育就学奨励費 小学校 33人 中学校 9人	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課
7	児童手当支給事業	充実に努める	児童手当の支給により、家庭における生活の安定と児童の健全育成を図ります。	次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から、児童手当を支給します。 対象者：中学校修了前までの子ども 支給額：3歳未満　一律15,000円 3歳以上小学校修了前10,000円 （第3子以降は15,000円） 中学生　一律10,000円 ※所得制限が設けられており、受給者の所得が制限限度額を超えると、特例給付として月額一律5,000円を支給します。 対象児童数：6,519人（H25年度末）	Ａ 継続	充実に努める	こども課
8	乳児健診費用の助成	充実に努める	乳児の健康の保持・増進を図るため、引き続き費用の助成を行っていきます。	乳児健康診査 ①生後3か月頃 交付数：371件、受診数：316人 ②生後10か月頃 交付数：396件、受診数：327人	Ａ 継続	充実に努める	健康推進課

基本施策２　子育てと仕事の両立支援

具体的施策（１）　多様な保育サービスの充実

全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、必要とされる保育の量の提供、多様な保育ニーズへの対応など、満足できる保育場所となるための取組みや、地域における子育て支援体制の整備を進めます。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1 ★	保育所の充実	800人	年々増え続ける保育需要に対応するため、民間活用による保育所整備を推進するとともに、保育内容や保育の質の向上を図っていきます。	公立(2施設)定員　210人 民間(4施設)定員　420人　計 630人 入所児童数合計　701人 ※25.4.1現在	A 拡大	希望者 全員	こども課
2 ★	低年齢児保育 （0～2歳）	320人	希望の多い低年齢児の保育ができるよう、受入枠の拡大に努めていきます。	0歳児　23人(申込 28人) 1歳児　106人(申込 118人) 2歳児　128人(申込 134人) 合　計 257人(申込 280人)※25.4.1現在	A 拡大	希望者 全員	こども課
3	休日保育事業	1か所	休日保育に対する保護者ニーズに対応するため、実施を目指していきます。	平成25年度につきましては、希望・要望がなかったため実施しませんでした。	B 検討	ニーズを踏まえ検討する	こども課 （保育所）
4 ★	延長保育事業	充実に努める	延長保育に対するニーズは高いため、今後も引き続き実施していきます。	公立　2保育所 民間　4保育園　計　6保育園で実施	A 継続	充実に努める	こども課
5 ★	家庭的保育事業 （保育ママ）	充実に努める	保育ママを希望する保護者ニーズに対応するため、担い手（保育ママ）の確保など、体制を整えていきます。	保育ママ認定者　0人(H25.4.1現在) 利用人数　0人	C 検討	ニーズを踏まえ検討する	こども課
6 ★	一時預かり事業 （幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）	希望者 全員	幼稚園在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。	公立幼稚園では原則5名以上の申込みにより、預かり保育を実施しています。 月極申込者数　65人 その他臨時預かり保育も実施しています。	A 継続	希望者 全員	学校教育課
7 ★	一時預かり事業 （保育所）	1,000人	仕事や看護、又は冠婚葬祭などの社会的理由により、児童の保育が困難になったときに、一時預かり保育を実施していきます。	菅谷保育所　738人 瓜連保育園　405人 ゆたか保育園　301人 利用者合計　1,444人（希望者全員）	A 拡大	希望者 全員	こども課 （保育所）
8 ★	一時預かり保育 病時保育事業	1か所	病時保育に対するニーズは高いため、今後も医療機関や民間保育園と協議しながら実施を検討していきます。	那珂キッズクリニックで病児保育を行っています。利用者625人	A 継続	充実に努める	こども課
9	一時預かり型 特定保育事業	充実に努める	親が週2～3日の就労や短時間の勤務でも、子どもを預かる保育サービスについて、実施を検討していきます。	平成25年度につきましては、希望・要望がなかったため実施しませんでした。子ども・子育て支援新制度の一時預かりと同事業のため一時預かり事業に移行し充実を図ります。	C 他事業へ 移行	―	こども課
10 ★	子育て短期支援事業	希望者 全員	親が安心して出産や仕事ができるよう、引き続き支援していきます。	委託契約事業者　2施設 （チルドレンズホーム・若草園） 短期入所利用者 … 実人数2人（19日利用）	A 継続	希望者 全員	こども課
11 ★	認定こども園	―	子ども・子育て支援新制度では教育と保育を一体的に行う認定こども園の普及を促進し、充実を図ります。	認定こども園制度は、平成18年10月から開始された制度です。現在那珂市にはありません。	新規	普及に努める	こども課
12 ★	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	―	市内小学校に在籍するまたは市内在住の小学生について、学校の授業終了後や長期休暇時等において、学童保育所で預かり、適切な遊びや生活指導を行い、児童の健全な育成を図ります。国において「放課後子ども総合プラン」が策定され放課後子ども教室との連携強化が推進されることから、連携を検討していきます。	公設では11か所、民間では3か所運営しています。ニーズに応じた定員を確保していきます。	A 拡大	希望者 全員	こども課

具体的施策（２）　子育てしやすい職場環境の充実

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務の軽減、託児所の設置など職場における子育てへの理解が必要です。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性や仕事優先の働き方の見直し、子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、住民や事業所に意識の啓発を行います。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	育児休業制度の定着・促進	促進に努める	関係機関と連携し、事業主や労働者に対し、育児休業制度が定着するよう周知に努め、安心して子どもを育てられる環境の推進を図ります。	国・県・企業と連携し、子育て環境整備の推進を図ります。	Ｂ 継続	促進に努める	こども課
2	ワーク・ライフ・バランスの普及促進	促進に努める	仕事と生活の調和を図ることのできる職場環境となるよう、関係機関と連携し、意識啓発に努めます。	国・県・企業と連携し、意識啓発を行います。	Ｂ 継続	促進に努める	こども課
3	再就職・再雇用における支援の強化	就職相談会年2回開催	いばらき就職・生活総合支援センターの協力を得て、引き続き相談会を実施していきます。	1回開催（20代～60代）　11人出席	Ａ 継続	就職相談会年2回開催	商工観光課
4	優良企業の表彰	充実に努める	茨城県が実施している「子育てしやすい職場環境の充実に取り組んでいる企業」に対する表彰に協力していきます。	県との連携に努めます。	Ｂ 継続	充実に努める	こども課
5	事業所内託児所の整備促進	促進に努める	事業所内託児施設の設置、育児支援措置への自主的な取組みを促進し、職場環境の充実を図ります。	新規事業所の設置の際に、育児支援措置の取組みの協力をお願いしていきます。	Ｂ 継続	促進に努める	こども課

基本施策３　安心できる出産・育児

具体的施策（１）　安全・安心な妊娠・出産への支援

安全で安心な妊娠・出産に関しての正しい知識の普及を図るとともに、健診や医療を受けやすい体制づくりに努めます。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1 ★	母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導	対象者全員	妊産婦・乳幼児の健康管理の支援充実に努めます。	交付窓口を健康推進課に一本化し、全ての妊婦に対し、保健師または管理栄養士が保健指導を行いました。 交付件数　433件 保健指導数　433件(保健指導率100%)	Ａ 継続	対象者全員	健康推進課
2 ★	妊婦健康診査の費用助成	—	妊婦健康診査に係る費用を助成し、受診率の向上に努めます。	母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券を交付し受診勧奨を行っています。 （健診14回分の助成） 受診券交付総件数（延）　6,446件	Ａ 継続	充実に努める	健康推進課
3	妊婦健康教育の実施	—	妊婦健康教育への参加啓発及び内容の充実に努めます。	妊婦健康教室を開催し、妊婦に対し、母体の健康管理の重要性と胎児の健やかな成長を促すための生活の留意点を説明し、支援しています。 妊婦健康教室開催数　12回 妊婦健康教室延参加者数　110人 妊婦健康教室参加率　13.8%	Ａ 継続	充実に努める	健康推進課
4	不妊治療の助成	—	高額な治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	保健センター窓口にて、不妊治療助成の申請を受付し、治療費の一部を助成しました。 助成件数(実件数/延件数) 32件/52件	Ａ 継続	充実に努める	健康推進課

具体的施策（２）　子どもの健康づくりの推進

子どもが育つ環境を整えることの大切さを親と共有し、子どもの健全な発育と発達を関係機関が連携し支援します。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 ★	訪問指導の充実 乳児家庭全戸訪問事業	全戸訪問	家庭訪問を行うことにより、個別性に基づいた保健指導の充実に努め、子育て不安の軽減と子どもの健やかな成長の促進を図ります。	妊産婦・乳幼児の健康状況及び保護者の養育状況の確認を行い、家庭保育における保健指導と今後の子育てにおける支援サービスの情報提供に努めました。 訪問数（延人数）　計787人 妊産婦：362人　新生児：4人 乳　児：360人　低出生体重児：28人 幼　児：34人	A 継続	訪問が必要な全家庭を訪問	健康推進課
2	乳幼児健康診査	対象者 全員	年齢ごとの各健康診査事業を実施し、子どもの健やかな成長の促進と子育て不安の軽減に努めます。	受診率の向上を図るため、各健康診査の周知・受診勧奨に努めました。また、成長発達の確認を保護者と行い、さらに成長を促すための保健指導の充実に努めました。支援の必要なケースについては、地区保健師が健診後に関係支援機関につなげられるよう努めました。 【健康診査】 （1）乳児健康診査 ①生後3か月頃 交付数:371件、受診数:316人 (受診率85.2%) ②生後10か月頃 交付数:396件、受診数:327人 (受診率82.6%) （2）1歳6か月児健康診査 対象数:408人、受診数:380人 (受診率93.1%) （3）3歳児健康診査 対象数:434人、受診数:415人 (受診率95.6%)	A 継続	受診率の向上に努める	健康推進課
3	乳幼児健康相談の実施	充実に努める	基本的な生活習慣の確立のための支援と母子相互作用の確立の支援に努めます。	（1）乳児健康相談 生後4か月児: 来所者数306人（来所率82.7%） 生後7か月児: 来所者数324人（来所率81.0%） 生後12か月児: 来所者数294人(来所率74.6%) 個別フォロー児:来所者110人（希望者）	A 継続	充実に努める	健康推進課
4	子どもの感染症予防対策	充実に努める	乳幼児、児童、生徒の接種率を維持していくよう、啓発活動を積極的に行います。	1　安全で受けやすい予防接種体制の充実及び接種率の向上に努めました。接種のための指導を行いました。 【各予防接種別の接種者数および接種率】 （1）個別接種 〈定期接種〉 接種者延数（接種率） ①BCG:351人（88.4%） ②DPT1期または4種混合:1516人 (49.4%) ③不活化ポリオ:534人 ④麻しん風しん混合1期:380人（88.4%） ⑤麻しん風しん混合2期:434人(96.7%) ⑥日本脳炎1期 :1521人（17.3%） ⑦日本脳炎2期 :122人（3.2.%） ⑧DT2期:432人（40.5%） ⑨ヒブ:1599人（34.5%） ⑩小児用肺炎球菌:1480人（34.9%） ⑪子宮頸がん予防ワクチン:119人 (10.4%) ※H25.6月～積極的勧奨の差し控え 〈任意接種〉 接種者延数 ①水痘:413人 ⑤おたふくかぜ:431人 ⑥小児インフルエンザ:8196人 ※不活化ポリオはポリオ未完了者が対象となるが、接種歴により回数が異なり、また4種混合での接種も可能なため接種率は未記載となっています。 2　感染症予防活動の推進に努めました。 （1）集団施設（市内保育所、幼稚園、小中学校）への消毒液の配布および指導を行いました。	A 継続	充実に努める	健康推進課
5	「健やか親子那珂21」の推進	推進に努める	子どもに関わる関係機関の連携強化に努め、母子保健計画の推進を図ります。	関係各機関が実施計画を基に、H26年度の最終評価に向けて事業を実施しました。	A 継続	推進に努める	健康推進課

具体的施策（３）　食習慣・食育の推進

良い食習慣を身に付けるための食育は栄養という面だけでなく、生活習慣、親子関係などにも波及するため重要性が見直されています。子どもの健やかな心身を育むために、子どもに食事の大切さを教え、良い食習慣を身に付けるよう、地域ぐるみで食育を推進していきます。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	「那珂市食育推進計画」の推進	推進に努める	子どもたちが食の基本を理解し、食の大切さを再認識したうえで、豊かな食生活や食文化を営む力を育んでいけるよう、食の教育の充実に努めます。	食育の浸透を広めるため、健康や食育に関する情報を収集し、市民へ継続した取組みの普及啓発を行いました。毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日として、食を大切にする気持ちを再認識するなど食の重要性について、市民一人ひとりに浸透するよう努めています。 食生活改善推進員などのボランティア活動を行う団体と連携し食育活動の活性を図っています。	A 継続	推進に努める	健康推進課
2	地産地消の食育の推進	推進に努める	生産者と消費者の食に関する共通理解と連携を図るとともに、地場産物の学校給食への供給拡大や、地域食体験の機会提供などの地産地消の取組みを活かし食に対する関心や理解を深めます。	●給食センター：学校給食週間における郷土料理の提供。給食たよりの発行。市内産青果物及び、米飯用精米を使用し提供しました。 ●中央公民館：食育啓発及び地場食材を使った食の教室を実施しました。 ●農政課：地場農産物の活用を通じた地産地消を促進し、那珂市農業の振興と地域の活性化を図るため促進会議を実施しました。	A 継続	推進に努める	健康推進課 農政課
3	保育所・幼稚園・ 小中学校の食育の推進	推進に努める	子どもたちに食の大切さを認識してもらう学習を推進します。	●保育所：野菜等を子どもたちが保育士と共に栽培、収穫、調理することで自然との関わりや食への関心を高めるとともに、毎月のお便りや活動内容をホームページに掲載することで、家庭内での関心も高められるように努めています。 ●幼稚園：野菜の栽培、収穫、調理実習を通して正しい食事の摂り方を知り、自然への関わりや食への関心を親と子が共通体験できるよう心掛けています。 ●保健センター：小学生の食の問題を学校と連携し、保健師が健康講話を実施しました。 小中学校：栄養教諭による食育の実施と農作業体験を通した食育を進めています。	A 継続	推進に努める	健康推進課 学校教育課
4	家族と食卓を囲む運動の推進	推進に努める	家族で食卓を囲む機会を増やし、子どもの基本的な生活習慣を育成するため、妊産婦からの栄養の指導や、生活習慣を整える発育段階に応じた取組みを行います。	●給食センター：学級活動、給食指導及び家庭科の時間を中心に、家庭教育学級活動全体の中で推進しました。食育年間指導計画に基づく指導や栄養士による食に関する指導給食たよりの発行、月別献立表の配布をしました。 ●幼稚園：食べ物の働きを知り食べ物に関心を持つとともに家族や友達と一緒に食べることの楽しさや喜びを十分に味わい、お弁当の時間には食事のマナー指導を実施しました。	A 継続	推進に努める	健康推進課
5	地域の行事食や伝統料理の継承	推進に努める	地場食材の周知など地域の食文化の普及と学校給食へ行事食などの献立を取り入れ、食文化への理解を深めます。	●給食センター：学校給食週間には郷土料理を提供しました。給食たよりの発行、市内産青果物や米飯用精米を使用しました。 ●中央公民館：食育啓発及び地場食材を使った食の教室を実施しました。 ●農政課：地場農産物の活用を通じた地産地消を促進し、那珂市農業の振興と地域の活性化を図るため促進会議を実施しました。	A 継続	推進に努める	健康推進課 農政課

基本目標２　子どもが元気に成長できるまちづくり

基本施策１　子育てを支援する生活環境の整備

具体的施策（１）　魅力ある子育て環境づくり

都市化の進行や宅地開発とともに子どもが遊ぶ場所やスポーツをする場所が無くなりつつあります。今後も安全で利用しやすい公園であるように、公園の整備、維持管理を進めます。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	都市公園の整備	31.9ha	まちづくり整備事業により、整備を図ります。	平成25年度の実施計画はありません。 （平成25年度までの実績31.9ha）	Ａ 継続	充実に努める	都市計画課
2	児童遊園地の整備 （ちびっこ広場）	充実に努める	子どもたちが安心して遊べる広場を提供するため、整備の補助を行っていきます。	ちびっこ広場の整備のための補助の依頼はありませんでした。	Ｂ 廃止	―	こども課

具体的施策（２）　子育て家庭の居住環境の整備

安全に安心して生活できる快適なまちづくりのため、子どもや妊婦に配慮したユニバーサルデザインによる公共施設や生活基盤づくりに努めます。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	市営住宅の整備	280戸	市営住宅の適正な管理運営により居住の場を確保します。	鷺　内　77戸　上宿西　39戸 中　宿　8戸　かしま台　25戸 鴻　巣　51戸　額田第二　10戸 静駅前　70戸　合計　280戸	Ａ 継続	280戸	建築課
2	地区街づくり事業	118.7ha	菅谷地区まちづくり事業について、事業の促進に努めます。また、安心して快適な生活を送るため、ユニバーサルデザインによる公共施設や生活基盤づくりに努めます。	上菅谷駅前地区土地区画整理事業実施中 菅谷地区まちづくり事業実施中	Ａ 継続	373.4ha	都市計画課

基本施策２　子どもの人権尊重

具体的施策（１）　要保護児童対策の充実

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てのあらゆる問題を当事者だけで抱え込むケースが増えています。地域、民生委員、学校、医療、行政などが連携し子育てに悩む親をサポートする必要があります。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	家庭児童相談室の充実	充実に努める	要保護児童を適切に支援・保護するため、相談体制の充実に努めます。	家庭相談員，母子自立支援員，ケースワーカーを配置しています。 相談件数　119件 （虐待　48件　虐待以外71件）	Ａ 継続	充実に努める	こども課 （家庭児童相談室）
2	教育相談室の充実	充実に努める	学校や家庭、地域社会の中で起こる教育上の問題について、教育相談員が、保護者や児童や生徒からの相談に応じます。	小学校　596件 中学校　195件 その他　206件 相談件数　997件	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
3 ★	養育支援訪問事業	対象者 全員	特に養育支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育支援の実施を確保していきます。	平成25年度も昨年度に同様地区担当保健師と家庭児童相談室の家庭相談員とで養育支援が必要と思われる家庭を訪問、抱えている問題の軽減を図ります。（18件）	Ａ 継続	対象者 全員	こども課 （家庭児童相談室）
4	要保護児童対策 地域協議会の連携強化	充実に 努める	実務担当者との協議を頻繁に行うなど、地域協議会の連携を強化し、要保護児童の支援に努めます。	代表者会議　1回開催 実務者会議　4回開催(3ケース)	Ａ 継続	充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）
5 ★	子どもを守る 地域ネットワーク事業	―	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化、関係機関の連携強化を図ります。	現在、こども課家庭児童相談室が主となり、要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回、実務者会議を随時行っています。	新規	今後の強化策について検討する	こども課 （家庭児童相談室）
6	人権教育の推進	充実に 努める	自他を大切にする人権尊重の精神を培うため、推進に努めます。	各小学校(11校)の小学3～4年生を対象に、人権教室を行いました。 11回開催(5～6月)	Ａ 継続	充実に 努める	秘書広聴課 （市民相談室）
7	適応指導教室 「ひまわり教室」	充実に 努める	不登校の児童・生徒の社会的な自立を目指し、カウンセラーによる相談・指導を実施します。	在籍数　6人	Ａ 継続	充実に 努める	学校教育課

具体的施策（２）　ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、離婚の増加等により年々増える傾向にあります。母子家庭の場合は経済的な不安、父子家庭は家事や育児に不慣れであるがための問題を抱えているケースが目立ちます。ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、相談業務と経済的支援の強化を図ります。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	母子（父子）自立支援事業の充実	充実に 努める	ひとりでも多くの母子（父子）が自立できるよう相談・支援体制の充実を図っていきます。	相談件数　735　件	Ａ 継続	充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）
2	児童養護施設児童援護事業	充実に 努める	児童養護施設に入所している児童の健全育成を図るため、施設に援護費を支給します。	若草園　42人 チルドレンズホーム　44人　計86人	Ａ 継続	充実に 努める	こども課
3	ひとり親家庭医療福祉費（マル福）の助成	充実に 努める	ひとり親家庭の親子の医療の機会を確保し、経済的な負担を軽減するため制度の充実に努めます。	母子家庭の母及び子　計835人 父子家庭の父及び子　計130人 合　計　計965人	Ａ 継続	充実に 努める	こども課
4	児童扶養手当支給事業	充実に 努める	ひとり親家庭における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉増進を図ります。	手当受給者数　392人（26.3.31現在） 母子世帯　359人　父子世帯　30人 その他　3人	Ａ 継続	充実に 努める	こども課
5	遺児学資金支給事業	充実に 努める	遺児の就学上の不安を解消するため、制度の維持に努めます。	支給延人数　延480人(月平均40人)	Ａ 継続	充実に 努める	こども課
6	母子寡婦福祉資金の貸付	充実に 努める	配偶者のいない女性で20歳未満の児童を扶養しているかたに就職支度金、生活資金、児童の修学資金等の貸付相談を行っています。	母子寡婦福祉資金貸付　1人 (専門学校進学の為の修学資金1件)	Ａ 継続	充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）
7	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業	―	母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就職に有利で生活の安定につながる資格を取得するために、養成機関で2年以上修学する場合に、給付金を支給します。	平成24年度から開始しました。 申請者　0人	Ｃ 継続	周知を図り充実に努める	こども課 （家庭児童相談室）

具体的施策（３）　障がい児施策の充実

障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の日常生活を総合的に支援するため計画的な整備を進めます。障がいのある児童が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組みを推進していきます。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	発達障がい児等の早期発見・支援体制づくり	充実に努める	発達が気になる子ども、子育てに不安を抱えている保護者や子に関わる施設職員等の相談窓口として、発達支援や療育支援を行っていきます。保健、福祉、医療及び教育の各関係機関をつなぐセンターとして、総合的な連携を図っていきます。	こども発達相談センターの開設 初回相談利用件数　225件 発達支援相談利用延件数 74件 個別相談利用延件数（心理士、ST）140件 発達検査実施件数　234件 ＜療育状況＞　延人数　1,705人 ポーテージ相談延人数　139人 作業療法人数　34人（10月から実施） 心理相談員による人数　20人 にこにこ教室利用延人数　559人 おひさま教室利用延人数　953人 巡回発達相談施設訪問延回数　93回(8施設) 移動発達相談（県と連携）延相談件数11件 子育て講座「ペアトレ」延参加人数 19人	Ａ 継続	充実に努める	こども課 （こども発達相談センター）
2	障がい児教育の充実	対象者全員	障がい児の受け入れ態勢の充実を図るとともに、児童に対する適切な補助・介助を行い、自立を促します。	非常勤指導員数 幼稚園 9人　小学校 9人　中学校 1人	Ａ 継続	対象者全員	学校教育課
3	幼児の教育相談室	充実に努める	情緒・言語障がい幼児の教育相談を行い、適切な支援・指導を行います。	Ｈ25.4月からこども発達相談センターの相談事業、療育事業へ移管になりました。	Ａ 他事業へ移行	―	こども課
4	情緒障がい等通級指導教室	充実に努める	情緒障がい児等を受け入れ、適切な支援・指導を行い、社会性を高めます。	自校通級　11人 他校通級　1人	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課
5	言語障がい等特別支援学級	充実に努める	言語障がい児等を受け入れ、適切な支援・指導を行い、社会性を高めます。	1学級（菅谷東小学校）	Ａ 他事業へ移行	―	学校教育課
6	障がい者相談支援事業特別相談「ひよこ相談」	充実に努める	言葉や発育の遅れ、行動などの不安や悩みについて、相談員による相談・支援を実施していきます。	「こども発達相談センター」の開所に伴い、事業終了となりました。	Ａ 他事業へ移行	―	社会福祉課 （社会福祉協議会）
7	障がい福祉サービスの充実	充実に努める	障害者総合支援法による、自立支援給付、地域生活支援事業や自立支援医療などのサービス給付を継続して実施していきます。	障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）延べ1,242人 地域生活支援事業（移動支援事業） 1人（延べ2時間） 地域生活支援事業（日中一時支援事業） 77人（延べ2,757日）	Ａ 継続	充実に努める	社会福祉課
8	重度心身障害児医療福祉費（マル福）の助成	充実に努める	重度心身障害児の健康保持・増進を図るため、医療費の全額助成を行います。	重度心身障害者　441人(89,592千円) 高齢重度障害者　644人(60,583千円)	Ａ 継続	充実に努める	こども課 （社会福祉課）
9	乳幼児育成指導事業「どんぐりクラブ」	対象者全員	子どもの心身の発達や社会性を促し、集団生活が送れるよう支援していきます。また、必要時、関係療育機関と連携して、発達・療育支援を行っていきます。	Ｈ25.4月からこども発達相談センターの相談事業、療育事業へ移管になりました。	Ａ 他事業へ移行	―	健康推進課
10	障がい児諸手当の充実	充実に努める	障がい児を養育する家庭に対する経済的な負担を軽減するため、在宅心身障害児福祉手当等を支給します。	特別児童扶養手当 1級（月額50,050円）　49人 2級（月額33,330円）　37人 ※支給は茨城県（国費） 在宅心身障害児福祉手当 月額3,000円　71人（2,439千円） 障害児福祉手当 月額14,180円　29人（4,674千円）	Ａ 継続	充実に努める	社会福祉課
11	おもちゃの図書館「ひよこ広場」	充実に努める	障がいを持つ幼児や発達に不安のある子どもとその家族を支援するため、遊びの広場や親同士の情報交換の場を提供します。	年間21回開催 会員9家族（延べ325人参加） ボランティア延べ127人	Ａ 継続	充実に努める	社会福祉課 （社会福祉協議会）

基本施策３　個性豊かで創造性のある学びの場の構築

具体的施策　子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

子どもたちが生涯を通し、社会生活や生活環境の変化に対応することができるよう、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの教育に重点を置き、他者と協働するためのコミュニケーション能力を育みながら、一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指します。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	自ら学び考える力を身に付ける学校教育の推進	充実に努める	多様な教育や保育活動、総合的な子育て支援活動の推進に努め、かつ、福祉活動の推進と地域の連携を深め、子育て支援の環境づくりを推進します。	学校教育課の指導室において、本市学校教育の基本方針と施策を策定するとともに，指導主事による各小・中学校への訪問指導や研修会等を実施し，学校教育の推進を図っています。	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課
2	幼稚園教育の充実	充実に努める	公立幼稚園の再編を行い、幼稚園の充実を図ります。	公立幼稚園数　6園 平成25年度入園者数　313人	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課
3	ブックスタート事業	対象者全員	保護者に絵本の読み聞かせの習慣づけを進めることにより、親子のふれあいを推進します。	ボランティア登録人数　15人 （1回当たり 5人体制で行う） 年間対象数：374人 年間参加数：315人	Ａ 継続	対象者全員	生涯学習課
4	子どもの読書活動の推進	充実に努める	子どもの豊かな心を育むため、読書活動の推進に努めます。	「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の実施。朝読（朝10分間の読書の実施） 小学生　50冊以上　1,283人 中学生　30冊以上　　211人	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課
5	市民読書活動の推進	充実に努める	青少年の豊かな心を育むため、読書活動を推進していきます。	ブックスタート事業を通して小さいうちから本に親しませています。幼児、児童の保護者へのお話し会をＰＲしています。紙芝居や大型絵本の所蔵リストを図書館ホームページに掲載しています。青少年の健全育成に有益な図書を推奨しています。	Ａ 継続	充実に努める	生涯学習課
6	施設整備の充実	充実に努める	公立幼稚園の再編とともに、施設整備の推進を図ります。	再編については検討中です。 施設の補修等については、随時対応しています。	Ａ 継続	充実に努める	学校教育課
7	混合保育幼稚園の統廃合	対象園	混合保育の解消を図るため、公立幼稚園の再編を行います。	戸多幼稚園、木崎幼稚園の芳野幼稚園への統合により混合保育は解消されました。 （平成22年度から）	Ａ 完了	―	学校教育課

基本目標３　地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

基本施策１　子育て推進体制の整備

具体的施策（１）　男女がともに子育てに携わっていく社会づくり

男女共同参画プランに基づき、男女共同の家庭づくりの重要性についての意識啓発と男性の育児参加の促進を図ります。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	男女共同参画プランの推進	充実に努める	男（ひと）と女（ひと）がともに輝けるまちづくりを推進し、男女共同参画の意識の高揚を図ります。	後期実施計画（平成25年度～29年度）に基づき計画の推進を行っています。	Ａ 継続	充実に努める	市民協働課
2	家族経営協定	希望者全員	就業条件や家族の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進します。	50家族締結 (25年度は新規の締結が0件でしたが、更新した2件の総人数が2人増えました)	Ａ 継続	希望者全員	農政課
3	親子で参加できるイベントの開催	年1回	親子参加型のイベント「子育てフェスタ」を土曜日に実施し、普段子どもとの関わりが少ない父親も参加しやすいイベントを開催することで、男性の育児参加の促進を図ります。	子育て支援センター「つぼみ」で毎年10月に子育てフェスタを開催しています。	Ｂ 継続	充実に努める	こども課

具体的施策（２）　児童環境づくりの基盤整備

子育てをしやすい環境を整備するために、有識者や関係者の意見を十分に活かし施策に反映させます。平成 17 年から平成 26 年に推進してきた「那珂市次世代育成支援対策行動計画」については平成 27 年４月から始まる「那珂市子ども・子育て支援事業計画」に含めて引き続き推進し、子育て支援施策の充実を図り、継続的に点検・評価・見直しを行います。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	那珂市次世代育成支援対策行動計画地域協議会 ⇒那珂市子ども・子育て会議（平成26年度～）	充実に努める	子育て家庭を支援していく仕組みづくりを推進するため、子育て支援情報の収集・発信、施策の提言・助言を行います。	地域協議会(H25.6.28開催) ・H24計画の進捗状況 ・H25重点取組項目について協議しました。	Ａ 拡大	充実に努める	こども課
2	男女共同参画推進委員会	充実に努める	男女共同参画プランの成果目標・取組項目の進捗状況を検討・点検するため、委員会を設置します。	後期計画初年度のため実施しませんでした。	Ａ 継続	充実に努める	市民協働課

基本施策２　児童の健全育成

具体的施策（１）　地域との交流・体験活動の推進

地域のつながりの希薄化が進み、かつてはご近所や祖父母等が果たしていた子育てに関する役割が少なくなり、知識や経験の継承がされにくくなってきています。

次世代を担う子どもたちが、地域や学校で健やかに成長していくため、社会全体で子育てをサポートする体制を目指します。

子どもがさまざまな体験学習や遊びを通して、体力の向上や社会性を養うため、各種の交流・体験活動を支援します。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	自治会活動による地域との交流	―	地域社会全体で子育てを支援するため、自治会で行っている環境美化活動や親睦交流活動を通し、子どもの社会性を養います。	平成23年度から市内に69の自治会が設立され、「区制度」から「自治組織制度」へ移行しました。	Ａ 継続	充実に努める	市民協働課
2	祖父母との交流	充実に努める	お年寄りとの交流により、豊かな心や生きる力を育めるよう支援を行います。	各自治会が主となって、三世代交流のイベントを開催しました。	Ａ 継続	充実に努める	市民協働課
3	どっきん土曜日 開放講座開設事業	―	次世代家族の交流を深めるとともに、子どもの居場所を提供していきます。	平成23年度で事業を廃止しました。	Ｃ 廃止	―	生涯学習課
4	スポーツ教室開設事業	1,400人	小さい時から、日常生活の中でスポーツに親しみ、体力の向上を図り、健康で明るい生活が送れるよう、生涯スポーツを推進していきます。	水泳教室：33教室789人 ジュニアテニス教室：1教室65人 スケート教室：29人	Ｂ 拡大	1,000人	生涯学習課
5	スポーツ少年団	1,000人	活動を通してスポーツに親しみ、心身の鍛錬ができるよう充実に努めます。	登録人数　870人 キックベースボール親善大会 8団　16チーム　178人 横手市スポーツ交流事業　47人	Ａ 継続	1,000人	生涯学習課
6	公民館各種体験活動	充実に努める	より多くの体験活動の提供に努めます。	一日体験教室 （　）内が参加した子どもの人数 ウッドポットづくり　14人（ 3人） キャンドルづくり教室　48人（12人） マジック教室　16人（ 7人） パステル画教室　14人（ 1人） ひまわりブローチづくり　17人（ 2人） 親子クッキング教室　38人（19人）	Ａ 継続	充実に努める	生涯学習課
7	ふるさと教室開設事業	充実に努める	学校や学年の違う友だちとの交流を通して、社会性を養い活力ある青少年の育成に努めます。	小学校の高学年を対象に、ふるさとの歴史、自然とのふれあい、食育の大切さなどの体験学習を実施しました。（3教室110名参加）	Ａ 継続	充実に努める	生涯学習課
8	優良子ども会の表彰	充実に努める	子ども会活動に熱心に取り組んでいる子ども会を表彰し、活性化を図っていきます。	優良子ども会表彰：11団体	Ａ 継続	充実に努める	生涯学習課

具体的施策（２）　次世代の親の育成

次世代の親となる中・高校生に対して健全な心を育成し、豊かな人格形成を促し、将来の自立のための支援を行います。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	中学・高校生との ふれあい(体験学習)	充実に 努める	幼児とふれあうことにより、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会となるため、引き続き体験学習の推進に努めます。	幼稚園や保育所と連携を図り、中学生の体験学習を実施しています。	Ａ 継続	充実に 努める	学校教育課

具体的施策（３）　家庭や地域の教育力の向上

核家族化と地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭の大切さを今一度見つめ直し、学校での教育ばかりではなく、家庭や地域での教育力を高めるため、学習会や講演会などの機会を提供し支援していきます。

具体的施策名		目標指数 Ｈ26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 Ｈ31年度	担当課
1	家庭教育学級合同学習会の開催	充実に 努める	親子のふれあいを重視した学習内容とし、健全な家庭教育の一助となる場の提供に努めます。	小学校・中学校毎に家庭教育学級を開設し各学校において家庭での子どもに関わるさまざまな問題を計画的に学習しました。 併せて年3回合同学習会を開催し講演会を実施しました。（24学級　約6,600人）	Ａ 継続	充実に 努める	生涯学習課
2	「親が変われば、子どもも変わる」運動の推進	充実に 努める	子育てについて考える契機となるよう、今後も大会の開催に努めます。	第1部 子育て体験発表　4人 第2部 講演「子どもたちの自尊感情を育むために私たちに何ができるだろうか」～同調と風景化を生きる子どもたちに向けて～ 262人参加	Ａ 継続	充実に 努める	生涯学習課

基本施策３　子どもの安全確保

具体的施策（１）　子どもの交通安全を確保する活動の推進

通学時の安全確保と交通安全に対する知識を子どもたちに理解させ、自ら身を守る意識を育むとともに、少しでも交通事故が減るように道路交通環境を整備していきます。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	交通安全推進事業	充実に努める	児童・生徒の通学時の安全確保と交通安全に対する法令など、知識や意識の高揚を図り、交通事故の未然防止に努ます。	23回開催(3,118人参加) (小学校、中学校)	A 継続	充実に努める	防災課
2	道路交通環境の整備	充実に努める	誰もが安心して通行できる道路環境の整備に努めます。	上宿・大木内線、菅谷市毛線(三期)、下菅谷停車場線の用地買収及び工事を行い、交通環境の整備を進めています。	A 継続	充実に努める	都市計画課
3	通学路交通安全 プログラムの実施	―	関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう安全確保を図ります。	平成25年度は小中学校の通学路について、関係機関と連携をして緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を協議しました。	A 継続	連携強化を図る	学校教育課

具体的施策（２）　子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

地域のつながりの希薄化がすすみ、地域が子どもを守る力が低下してきています。犯罪に遭わない・犯罪を起こさない環境を整備するため、地域ぐるみの防犯活動を支援し、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを推進します。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実　施　状　況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	あいさつ声かけ運動	充実に努める	子育てを地域全体が支えるまちづくりを目指し、地域住民や各種事業所等に働きかけながら推進していきます。	のぼり旗の設置及び安全指導を行っています。あいさつ声かけ、啓発用ティッシュ作成配布等実施しています。	A 継続	充実に努める	生涯学習課
2	防犯灯設置補助事業	3,000か所	各地区で設置・管理する防犯灯に対し、補助金を交付し、児童・生徒を犯罪から守る一助とします。	41か所増設 合計設置数　3,135か所 （各自治会からの報告数）	A 継続	3,250か所	防災課
3	青少年相談員等による有害ポスター等の撤去⇒通学路を中心とした安全点検（平成26年度～）	充実に努める	関係機関等と協力し、児童及び青少年のための不審者対策、交通安全指導、環境浄化活動を推進します。	市内全域において関係機関等と協力し、撤去活動をしました。（年1回）	A 継続	充実に努める	生涯学習課
4	青少年のためのパトロールの充実	充実に努める	青少年の非行防止のため、今後もパトロールの強化と充実に努めます。	各地区の実情に合わせ年間15回以内実施。巡回活動及び情報交換を行いました。	A 継続	充実に努める	生涯学習課
5	生徒指導懇談会の開催	充実に努める	高校教諭との懇談会を行い、高校生の現状を把握し、青少年健全育成の推進を図ります。	高校生の現状、高校生を取り巻く環境と影響、健全育成協力体制等、青少年相談員・と高校教職員との懇談を実施しました。	A 継続	充実に努める	生涯学習課
6	社会を明るくする運動	充実に努める	犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を推進していきます。	市内スーパーマーケット（3店舗）の店頭において、啓発活動(チラシ配布)を行いました。(強化月間の7月に実施)	A 継続	充実に努める	秘書広聴課 (市民相談室)
7	環境浄化懇談会の開催	充実に努める	青少年のより良い環境づくりを目指し、今後も開催します。	青少年のためのよりよい環境づくりを目指した商店主、相談員、学校関係者による話し合いを行いました。(年1回開催)	A 継続	充実に努める	生涯学習課

第６章

計画の推進

1　計画の推進

計画の推進に当たっては、子育て家庭や関係機関など広く市民の周知に努めます。また、保育・教育事業に対する市民ニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。

このため、関係課、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校などの多くのかたの意見を取り入れながら取組みを広げます。

2　計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況を確認・評価していきます。また、施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図ります。

第 7 章

資　料　編

那珂市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 24 日
条例第 33 号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、那珂市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　法第 77 条第１項各号に規定する事務に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　子ども関係団体に属する者

（３）　教育関係者

（４）　保育関係者

（５）　子どもの保護者

（６）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第７条　子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

２　部会の委員は、第３条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

３　部会に、部会長及び副部会長を置く。

４　部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりそれぞれ定め、部会の運営については、前条の規定を準用する。

５　部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会長に報告するものとする。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会設置要項

平成 25 年８月９日
那珂市訓令第 18 号

（設置）
第１条　那珂市子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく、那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査等を行うため、那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　ワーキング委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる事項について調査及び検討する。
（１）　子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査
（２）　子ども・子育て支援事業計画の策定方針
（３）　その他必要と認める事項
（委員及び任期）
第３条　委員は、別表に定めるものの中から、市長が任命する。
２　前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱し、又は任命することができる。
３　委員の任期は、平成27年３月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。
（委員長及び副委員長）
第４条　ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
２　委員長は、会務を総理し、ワーキング委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
（会議）
第５条　ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。
（庶務）
第６条　ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。
（補則）
第７条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
この要項は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

課名等	グループ名等
政策企画課	政策企画グループ
市民協働課	市民活動グループ
防災課	防災グループ
社会福祉課	障がい者支援グループ
こども課	総括課長補佐
こども課	子育て支援グループ
菅谷保育所	保育士
子育て支援センター	保育士
こども発達相談センター	こども発達相談グループ
健康推進課	母子保健グループ
商工観光課	商工観光グループ
都市計画課	都市計画グループ
学校教育課	総括課長補佐
学校教育課	学務・施設グループ
幼稚園	幼稚園教諭
生涯学習課	社会教育グループ
社会福祉協議会	地域福祉グループ

那珂市子ども・子育て会議委員名簿

氏　　名	所属団体名等	役　職
萩野谷　康　男	那珂市保健福祉部長	会長
椎　名　猛　博	那珂市連合民生委員児童委員協議会会長	副会長
神　永　直　美	茨城女子短期大学保育科長 大成学園幼稚園長	
山　田　日出美	ゆたか保育園長	
間　宮　　一	那珂市まちづくり協議会会長	
木　村　純　子	那珂市商工会女性部	
中　道　香　織	茨城女子短期大学卒業生	
山　田　満　彦	市民代表（公募）	
柏　　修	那珂市立芳野小学校長	
平　野　　理	那珂市ＰＴＡ連絡協議会会長	
浅　野　晶　子	那珂市幼稚園ＰＴＡ連絡協議会会長	
櫻　井　敏　子	子育て支援サークル代表	
和　田　光　江	那珂市民生委員児童母子委員長	
会　沢　　直	那珂市教育委員会教育部長	

那珂市子ども・子育て支援事業計画ワーキング委員会委員名簿

氏　　名	所属課職名	役職
清　水　　貴	学校教育課課長補佐（総括）	委員長
柴　田　真　一	市民協働課市民活動グループ係長	副委員長
浜　名　哲　士	政策企画課政策企画グループ係長	
寺　門　光　秀	防災課防災グループ主幹	
大曽根　香　澄	社会福祉課障がい者支援グループ係長	
木　村　恵　子	菅谷保育所所長補佐	
皆　川　光　子	子育て支援センター主任保育士	
助　川　淳　子	こども発達相談センター こども発達相談グループ長	
大　畠　雅　子	健康推進課母子保健グループ技査	
菊　池　　幸	商工観光課商工観光グループ主事	
道　口　峻　司	都市計画課都市計画グループ主事	
浅　川　舞　子	学校教育課学務・施設グループ主幹	
林　　喜代美	菅谷幼稚園副園長	
赤　津　雄　史	生涯学習課社会教育グループ主査	
澤　井　歩　実	社会福祉協議会地域福祉グループ主幹	

事　務　局

高　橋　秀　貴	こども課長
園　部　勢津子	学校教育課長
大　内　幸　志	こども課課長補佐（総括）
大　森　晃　子	こども課子育て支援グループ長
坂　本　武　志	こども課子育て支援グループ係長

子ども・子育て支援新制度に関する用語集

あ　行

●育児休業

労働者は、対象となる子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は、１歳６か月）に達するまでの間で、申し出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほか、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（３歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

か　行

●家庭的保育（保育ママ）

０～２歳児の乳幼児を対象とし、利用定員が５人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

●教育・保育施設

認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園、学校教育法第１条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第１項に規定する保育所をいう。

●居宅訪問型保育

０～２歳児の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第１項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。

●子ども・子育て関連３法

平成 24 年８月に成立した①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

●子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行うものが実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

●子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ　行

●事業所内保育

０～２歳児の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

●次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年から平成 26 年までの 10 年間に計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年４月１日から施行されている法律。

●施設型給付

子ども・子育て関連３法に基づく制度の一つで、認定こども園・幼稚園・保育所に対する財政措置。市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。

●児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉による脅かし、無視、兄弟間の差別など）、ネグレクト（育児放棄・保護の怠慢）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。児童虐待を受けたと思われる児童（乳幼児）を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告することが義務づけられている。

●小規模保育

０～２歳児の乳幼児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るＡ型、保育に従事する職員の半分以上を保育士とするＢ型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたＣ型の３つの事業類型がある。

た　行

●地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、一時預かり事業、乳児全戸訪問事業などの 13 事業。

●地域型保育給付

子ども・子育て関連３法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の４つの保育事業を「地域型保育事業」として市町村が認可し、地域型保育給付の対象とする。

●地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育を行う事業。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことであり、施設型給付を受けず、国及び地方公共団体が行う私立の教育施設への助成である私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

な　行

●認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

※幼保連携型…学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設として、一体型な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす型。
※幼稚園型…認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす型。
※保育所型…認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす型。

は　行

●保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み。

※１号認定子ども　満３歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）
※２号認定子ども　満３歳以上で保育の必要性あり
※３号認定こども　満３歳未満で保育の必要性あり

那珂市子ども・子育て支援事業計画

平成２７年　月

編集・発行：那珂市保健福祉部こども課
子育て支援グループ
〒311-0192　茨城県那珂市福田 1819 番地５
電　話　029-298-1111（代表）
ＦＡＸ　029-352-1021